

公益社団法人日本フォークダンス連盟

寄付金等取扱規程

平成25年5月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本フォークダンス連盟（以下当連盟）が定款第3条の趣旨に基づき受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 当連盟が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金。
 - (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄付金。
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほかに金銭以外の財産権を含むものとする。
 - 3 当連盟は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の使途)

第3条 一般寄付金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用することができる。

- 2 特定寄付金は、寄付者の特定した使途に使用する。
- 3 前項については、寄付者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

(受領の制限)

第4条 次の各号に該当するときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、当連盟の業務遂行上支障があると認められるとき及び当連盟が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(受領書等の送付)

第5条 寄付金を受領したときは、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当連盟の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第 6 条 当連盟が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22 条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(補 足)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要事項があるときは、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。